


福祉部

令和3年度 重点目標

- 1 生活困窮者の自立に向けた支援の推進
- 2 地域包括ケアシステムの深化と地域福祉の推進に向けた取組
- 3 共生社会の実現を目指した障がい者支援の充実
- 4 社会福祉施設の今後の方向性の検討

令和3年度 重点目標管理シート

重点目標	生活困窮者の自立に向けた支援の推進		部局名	福祉部	優先順位	1位
総合計画における位置付け	第4編 健康・福祉ともに支え合い健やかに暮らせるまちづくり 第2章 支え助け合う地域社会をつくる 第3節 社会保障制度の適正な運用による福祉の増進		上田再構築プラン「7つの挑戦」における位置付け			
第四次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け						
現況・課題	<ul style="list-style-type: none"> 核家族化や単身世帯の増加、地域社会のつながりの希薄化などの社会情勢の変化により、社会的孤立やこれまでの福祉サービスでは対応できない制度のはざまの問題など課題が多様化、複雑化しています 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による経済・雇用情勢の悪化などにより、福祉課における生活相談件数は前年度比約1.4倍、生活保護申請件数は前年度比約1.2倍、また自立相談支援機関(まいさぼ上田)における相談延べ件数は前年度比約1.8倍と、いずれも高い伸び率となっている状況です。 					
目的・効果	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法による自立相談支援や、住居確保給付金など各種支援事業を速やかに実施します。 生活保護受給世帯に対し、ハローワークなど関係機関との連携による就労支援や、学齢期児童に対する学習支援など各種支援の実施により、世帯自立を助長します。 		該当するSDGsの目標			
取組項目及び方法・手段(何をどのように)		期間・期限(いつ・いつまでに)	数値目標(どの水準まで)	中間報告(目標に対する進捗状況・進捗度)及び(中間報告の時点で取組項目に対する方法・手段の見直しを行った点)		期末報告(目標に対する達成状況・達成度)
① 生活困窮者自立支援法に基づく各種事業の実施 (1) 自立相談支援事業の充実 (2) 就労準備支援事業の実施 (3) 家計改善支援事業の実施 (4) 子どもの学習支援事業の実施		(1) 通年 (2) 通年 (3) 通年 (4) 通年	(1) 支援体制強化の検討及び支援調整会議12回、庁内関係課等連絡会議2回 (2) 15名以上 (3) 「家計再生プラン」15名以上 (4) 5名以上	(1) 支援体制強化の検討中、支援調整会議 毎月1回開催中、庁内関係課等連絡会議開催時期検討中 (2) 生活保護受給者2名、生活困窮者9名に実施中 (3) 6名 (4) 生活保護受給世帯1名(中学生1名)、生活困窮世帯5名(小学生3名、中学生2名)に対し実施中		(1) 臨時職員1名増員配置継続、支援調整会議 12回開催、庁内関係課等連絡会議開催 0回 (2) 14人実施(生活保護3人、生活困窮11人) (3) 「家計再生プラン」7人実施 (4) 7人実施(生活保護1人(中学生)、生活困窮6人(小学生3人、中学生3人))
② 適切な生活保護の実施と制度の運用 (1) 就労自立給付金等の活用による就労自立 (2) 看護師の同行訪問等により特定健診の受診を促す。 (3) 生活保護費返還金の滞納額縮減と新規返還金の発生抑制 ・法令に基づく債権管理の実施 ・収入申告書提出の徹底等による新規返還金の発生抑制		(1) 年度内 (2) 通年 (3) 年度末	(1) 就労による自立ケース15件 (2) 被保護者30人以上の受診 (3) 現年度分: 収納率55%以上	(1) 就労自立件数: 15件 (2) 特定健診受診者: 15件 (3) 現年度分: 収納率27.8%		(1) 就労自立件数: 29件(就労自立給付金支給実績27件) (2) 特定健診受診者: 34人(看護師訪問73件) (3) 現年度分: 収納率56.8%
③ ひきこもり状態にある方や家族への支援策の検討 (1) ひきこもりの実態把握や対応方法の検討を行う。 (2) 相談窓口の周知と、各相談機関で得られた情報に基づき関係課や関係機関が連携し、継続的に支援を行う体制を整備する。		(1) 年度内 (2) 年度内	(1) 先進事例を参考に実態把握方法の検討の実施 (2) 関係課や関係機関で連携した支援ができるよう体制を整備	(1) 県が31年に実施した調査結果の分析を実施 (2) 支援体制の整備方法を検討中		(1) 県がH31年に実施した調査結果の分析を実施 (2) 庁内関係課にアンケート調査実施
④						
⑤						
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点 生活保護世帯や自立相談支援を受けている世帯に対し、関係機関との連携による支援や、各種支援制度の実施により生活困窮状態からの脱却など自立の助長を図ります。			○取組による効果・残された課題		

令和3年度 重点目標管理シート





重点目標	地域包括ケアシステムの深化と地域福祉の推進に向けた取組		部局名	福祉部	優先順位	2位
総合計画における位置付け	第4編 ともに支え合い健やかに暮らせるまちづくり 第1章 自分らしい豊かな人生を送る健康づくり 第3節 高齢者がいきいきと安心して暮らせる仕組みづくり		まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け	戦略 施策体系		
第四次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け	(1) 将来を見据えた新たな行政サービスへの改革 イ 多様な主体が市政に参画・協働する制度づくり		上田再構築プラン「7つの挑戦」における位置付け	からだもこころも元気な健康都市上田の実現		
現況・課題	<p>本年度は、団塊ジュニア世代（昭和46～49年に生まれた世代）が65歳以上となる2040年（令和22年）を見据え、高齢者福祉施策と介護保険事業を一体化させた「第8期上田市高齢者福祉総合計画」の初年度となります。今後も高齢化、長寿命化、認知症高齢者の増加などが見込まれる中、要介護者やその家族への支援のほか、元気高齢者の社会参加や生きがいがつくりを進めるためには、①自らが身体や精神機能の向上、維持、低下の防止、積極的な社会参加などに取り組む「自助」、②介護サービスが必要とする方が自身が希望するサービスを受けることが出来るよう、サービスの基盤整備、サービスの担う人材の確保、適正なサービスの提供などの「公助」に加え、③それぞれの地域の施設や人的資源など、地域の特性をいかし、地域住民が主体となった支援や取組を行う「共助」の仕組みづくりが必要です。</p> <p>こうした取り組みを進めるにあたっては、ニーズの把握とともに介護保険料とのバランスも考慮しながら、住み慣れた地域において医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進を図ります。</p> <p>また、地域住民相互の社会的つながりが希薄化している地域社会において、住民支え合いマップの活用、制度の定着化や、ボランティアの育成・参加の拡大を図ることなどにより、市民が身近な地域で助け合うネットワークづくりを進める必要があります。</p>					
目的・効果	<p>「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進を図るため、</p> <p>①自立支援、介護予防・重症化防止の推進、②生活支援体制整備の推進と地域包括支援センターの機能強化、③認知症施策の推進、④高齢者の生きがい対策と社会参加、福祉サービスの充実、⑤介護サービスの円滑な提供体制の構築、⑥新型コロナウイルス感染症対策の推進を図ります。</p> <p>また、住民支え合いマップの定着化などで、すべての地域住民がパートナーシップという共通認識を持つことが、地域課題を抱えた人の自立生活を支える大きな力となります。</p>		該当するSDGsの目標			
取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限（いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告（目標に対する進捗状況・進捗度）及び（中間報告の時点で取組項目に対する方法・手段の見直しを行った点）	期末報告（目標に対する達成状況・達成度）		
① 〇自立支援、介護予防・重症化防止の推進 (1) 訪問型・通所型サービスBの推進・支援 (2) 地域リハビリテーション（フレイル予防）の実施 (3) 訪問型サービスDの推進 (4) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	(1) 通年 (2) 通年 (3) 年度内 (4) 通年	(1) 訪問2か所・通所4か所で実施 (2) 地域リハ160か所 (3) 2か所で実施 (4) 通いの場 25カ所で実施 (地域リハ16、高齢者サロン9)	(1) 通所3か所で実施 (2) 158か所（内活動中98か所） (3) 未実施 (4) 地域リハ5か所とサロン2か所で実施	(1) 通所3か所で実施 (2) 162か所中18か所で実施 (3) 未実施 (4) 地域リハ17か所、サロン等6か所で実施		
② 〇生活支援体制整備の推進と地域包括支援センターの機能強化 (1) 生活支援コーディネーター活動への支援 (2) 地域資源、課題等の見える化マップの作製【新】 (3) 地域包括支援センターの事業評価・事業点検の実施	(1) 年度内 (2) 年度内 (3) 年度内	(1) 研修会2回開催、状況確認・助言指導各2回×10地区 (2) 各包括1か所で作成 (3) 全地域包括（10か所）で実施	(1) 研修会1回開催、状況確認・助言指導各1回×10包括 (2) 作成中 (3) 9月末から10月初にかけて実施予定	(1) 研修会2回開催、状況確認・助言指導各2回×10包括 (2) 各包括1か所で作成 (3) 9月末から10月初にかけて全地域包括で実施		
③ 〇認知症施策の推進 (1) 認知機能検査の実施 (2) 認知症サポーターの養成 (3) 認知症カフェの設立支援 (4) 認知症予防教室の開催	(1) 通年 (2) 通年 (3) 年度内 (4) 通年	(1) 検査人数1,500人 (2) 養成人数1,300人 (3) 2か所新設 (4) 開催回数25回（講座・脳トレ・運動など初心者向け5回、脳トレ・運動中心20回）	(1) 10人 (2) 140名 (3) 開設なし (4) 7回（初心者向け1回、脳トレ・運動中心6回）	(1) 20人 (2) 462名 (3) 開設なし (4) 9回（初心者向け3回、脳トレ・運動中心6回）		
④ 〇高齢者の生きがい対策と社会参加、福祉サービスの充実 (1) 地域サロン事業設立支援 (2) エアコン設置支援事業の円滑な実施【新】 (3) 高齢者の移動手段確保策の検討【新】	(1) 年度内 (2) 年度内 (3) 年度内	(1) 新たに20か所開設 (2) 7月中に補助金を支給 (3) 施策の検討と関係課・関係者との調整	(1) 開設なし（開設準備中1か所） (2) 7月中に補助金の支給をほぼ完了（33件、1,607千円） (3) 関係課との調整実施	(1) 新たに1か所開設 (2) 7月中に補助金の支給をほぼ完了（33件、1,607千円） (3) 関係課との調整実施		
⑤ 〇介護サービスの円滑な提供体制の構築 (1) 地域密着型サービスの施設整備（2か所） (2) 医療機関・介護サービス事業所情報の医療機関情報の更新 (3) 介護人材確保に係る「奨学金返還支援事業」の周知	(1) 年度内 (2) 年度内 (3) 年度内	(1) 事業所の整備（2か所） (2) 市内全医療機関に照会を行い登録情報を更新 (3) 地域雇用推進課と連携し、サービス事業者連絡協議会などで周知	(1) 未整備 (2) 未実施 (3) 9/22にサービス事業者連絡協議会のWeb研修会で周知	(1) 事業所を1か所整備し、1か所整備中 (2) 未実施 (3) サービス事業者連絡協議会のWeb研修会で周知		

	取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限 （いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告 （目標に対する進捗状況・進捗度）及び （中間報告の時点で取組項目に対する方法・手段の見直しを 行った点）	期末報告（目標に対する達成状況・達成度）
⑥	○災害時要援護者台帳登録制度（住民支え合いマップ）定着化の推進 (1) 住民支え合いマップ情報更新勸奨及び友愛訪問などでの活用勸奨	(1) 通年	(1) 情報更新自治会 120	(1) 更新 25自治会。 新規導入や更新を希望する自治会に対し、制度内容、作業手順を説明し、制度の定着を図った。	(1) 取組状況 ・ 7自治会で新たな協定を締結 ・ 81自治会で更新作業を実施
⑦	○新型コロナウイルス感染症対策の推進 (1) 介護事業所への速やかな情報提供の実施 (2) 要介護者等感染症対策支援金の円滑な支給	(1) 随時 (2) 通年	(1) 国・県などからの情報を「情報提供システム」を活用し速やかに提供 (2) 申請書提出から2か月以内に支給 未提出者への提出勸奨通知発送	(1) 随時提供中 (2) 概ね1か月以内に支給（3,160件、15,800千円）	(1) 随時提供中 (2) 概ね1か月以内に支給（4,504件、22,520千円）。1月に申請勸奨通知を発送。
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点 ○住民が主体となった介護予防活動を支援します。 ○ボランティアやNPOなど多様な主体が生活支援・介護予防の担い手となる仕組みづくりのため、生活支援体制整備事業の推進を図ります。			○取組による効果・残された課題	

令和3年度 重点目標管理シート

重点目標	共生社会の実現を目指す障がい者支援の充実		部局名	福祉部	優先順位	3位
総合計画における位置付け	第4編 健康・福祉 ともに支え合い健やかに暮らせるまちづくり 第2章 支え助け合う地域社会をつくる 第1節 共生社会の実現を目指す障がい者支援の充実		上田再構築プラン「7つの挑戦」における位置付け		「つながり」と「多様性」を大切に市民総参加のまちづくり	
第四次上田市行政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け			(1) 将来を見据えた新たな行政サービスへの改革 ア ICTの活用による行政サービスの向上と業務の効率化 (2) 健全で持続可能な財政基盤への改革 エ 公共施設マネジメントの推進			
現況・課題	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人が住み慣れた地域で、日常生活や社会生活を送るためには、障壁となるような施設や制度、慣習、文化などを除去し、障がいに対して個人や社会が一層の理解を深めていかなければならない。 高齢化の進展は、障がいのある人とその介助者にとって重要な課題となっており、親亡き後の生活の安定と医療的ケアの必要な障がいのある人への支援の充実が必要となっている。 障がいのある人の地域における自立と社会参加を更に推進するためには、働きたい意欲や技術を持った方が就労できるようにするための支援が求められている。 令和2年度に策定した、第3次障がい者基本計画、第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画に位置付けられた各種施策の推進が求められている。 「通称：うだ手話言語・情報コミュニケーション条例」の制定により、全ての市民が等しく意思疎通や情報取得できることを推進するための具体的な施策が求められている。 					
目的・効果	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある無に問わず、全ての市民が住み慣れた地域で、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現につながる。 全ての市民が等しく意思疎通や情報取得等できることを推進することで、あらゆる分野の活動に参加し、心豊かに安全安心に暮らすことにつながる。 		該当するSDGsの目標			
取組項目及び方法・手段（何をどのように）		期間・期限（いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告（目標に対する進捗状況・進捗度）及び（中間報告の時点で取組項目に対する方法・手段の見直しを行った点）	期末報告（目標に対する達成状況・達成度）	
①障がいへの理解の促進、普及啓発 (1) 条例施行に伴う条例を含めた障がいへの理解促進 (2) 職員研修による障がい理解の向上 (3) 障がいを理由とした差別等に対する相談等 (4) 意思疎通支援事業の充実、向上【新】 (5) 成年後見制度の利用促進と中核機関の役割分担・機能強化等の検討		(1) 通年 (2) 4月、10月 (3) 随時 (4) 通年 (5) 通年	(1) 出前講座等による周知意思疎通手段の利用促進 (2) 4月（新任）、10月（一般） (3) 合理的配慮等への適切迅速な対応 (4) U Dトーク導入と活用 遠隔手話通訳システムの活用 (5) 中核機関の役割分担・機能強化等の協議	(1) 民生児童委員協議会部会での障害福祉研修会（1回） (2) 新任職員へのあいサポート研修会及び手話講座（1回） (3) 相談なし (4) U Dトーク導入（7/1）、遠隔手話通訳システム導入（4/1） (5) 成年後見センター4市町村懇談会（3回）	(1) 民児協部会での障害福祉研修会（1回） 広報うえだと商工会報等への掲載による市民及び事業者への改正差別解消法の周知 (2) あいサポート新人職員研修会（1回） 障がい当事者を講師とした職員研修会（1回） (3) 障がい者差別相談（3件） (4) U Dトーク及び遠隔手話通訳システム導入手話通訳者職員の増員（2人体制） (5) 成年後見センター4市町村懇談会（5回） 中核機関の設置、地域連携ネットワークの協議	
②障がい特性に応じた支援体制の充実 (1) 地域生活支援拠点の整備と機能拡充 (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 (3) 障がい者の権利擁護の推進 (4) 相談体制の充実と強化【新】 (5) 障がい福祉サービス等の質向上への取組【新】 (6) 児童の通所施設支援の拡充 (7) 医療的ケア児コーディネーターの配置【新】		(1) 通年 (2) 通年 (3) 随時 (4) 通年 (5) 年度内 (6) 通年 (7) 年度内	(1) 拠点委員会の開催(年3回以上) (2) 包括支援センターとの連携強化（各センターとの協議年1回以上） (3) 虐待案件への適切・迅速な対応 (4) 関係機関との連携会議等の開催 (5) 圏域市町村との情報共有会議(年1回以上)及び事業所への周知 (6) 放課後等の社会資源の充実確保 (7) コーディネーター配置(1名以上)	(1) 地域定着支援台帳整備（9/30現在 257件）、拠点委員会の開催（1回） (2) 10地域包括支援センターとの全体担当者会議（1回）、10地域包括との個別懇談会（包括ごと1回以上） (3) 障がい者虐待相談7件（内1件を虐待認定対応）、虐待防止研修会参加（2回） (4) ケアマネ連絡会（2回）、人材育成部会（2回） (5) 未実施 (6) 放課後デイ事業所の開所（2事業所） (7) 医療的ケア児コーディネーターの配置（2名）	(1) 地域定着支援台帳整備 273件 拠点委員会の開催（2回） (2) 地域包括支援センターとの全体担当者会議（3回） 包括との個別懇談会（1回以上×10包括） (3) 虐待相談（17件）、虐待防止研修会参加（2回） (4) ケアマネ連絡会（3回）、人材育成部会（5回） (5) 情報共有会議の実施に向けた検討 事業所等の指導監査への同行（6回） (6) 放課後デイ事業所の新規開所（3事業所） (7) コーディネーターを上小圏域に配置（2人体制）	
③障がいのある方の経済的自立支援 (1) 優先調達推進方針の策定と調達の推進 (2) 農福連携の推進 (3) 庁内販売やリサイクルネットワークなどによる工賃アップに向けた取組の推進		(1) 通年 (2) 通年 (3) 通年	(1) 目標調達額：8,000千円 (2) 関係部署及び団体等との連携 (3) 新庁舎内での販売等の機会提供及びリサイクルネットワークへの協力	(1) 目標達成額（9/30現在 2,142千円） (2) 農政課及びJ A等との協議（3回）、農福の取組（4事業所、延6事業） (3) 事業所による庁内販売（10事業所）	(1) 調達額 6,029,814円 (2) 農政課及びJ A等との協議（3回） 農福の取組（延12事業を6事業所で実施） (3) 事業所による庁内販売 6月から新庁舎内で開始（15事業所）	
④新型コロナウイルス感染症対策の推進 (1) サービス提供事業所への迅速な情報提供の実施 (2) 感染症対策支援金の円滑な支給		(1) 随時 (2) 年度内	(1) 国・県などからの情報を速やかに提供、マスク等の配付 (2) 対象者への速やかな支給と未提出者への勧奨通知の発送	(1) 事業所へのワクチン接種協力依頼及び布製マスクの配付周知、入所施設へのワクチン施設接種の実施 (2) 障がい者手帳等所持者への支援金の支給（9/30現在 一人5千円 支給者4,233人 合計額21,165千円）	(1) 随時提供 (2) 障がい者手帳所持者等への支援金の支給 5,123件、25,615千円	
特記事項	<p>○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点</p> <ul style="list-style-type: none"> 「上田市手話言語の普及及び視聴覚障害者等の意思疎通手段等の利用促進に関する条例」の制定施行に伴い、市の責務を遂行するための具体的な施策を行うとともに、市民や事業者への普及啓発を図ります。 地域生活支援拠点の運用に当たっては、関係機関等と連携を図り拡充・推進します。 障がい者の経済的自立を支援するために、障害者就労施設等からの物品等の優先的な調達の協力を求めるとともに、新庁舎における庁内販売や、農政課及びJ A等と連携し農福連携を推進します。 			<p>○取組による効果・残された課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害への理解を深めるため、引き続き職員研修を実施するとともに、市民や事業者等への周知や制度の説明を行うことが必要。 地域生活支援拠点の充実や医療的ケア児支援の体制整備、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築等を今年度も引き続き推進する。 情報コミュニケーションについて、デジタル田園都市国家構想推進交付金を利用し、本庁舎のみのUDトークの運用を市内全域の施設で運用できるよう範囲を拡大し、利用拡大を図る。 		

令和3年度 重点目標管理シート

重点目標	社会福祉施設の今後の方向性の検討		部局名	福祉部	優先順位	4位
総合計画における位置付け	第4編 ともに支え合い健やかに暮らせるまちづくり 第1章 自分らしい豊かな人生を送る健康づくり 第3節 高齢者が生き生きと安心して暮らせる仕組みづくり		上田再構築プラン「7つの挑戦」における位置付け	からだも心も元気な健幸都市上田の実現		
第四次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け						
現況・課題	<p>現在ある社会福祉施設の老朽化、利用状況等を検証し、今後の施設の方向性を反映した個別施設計画を策定する必要があります。</p> <p>介護保険制度は、平成12年度に創設され、制度改革を行いながら高齢化社会の中で定着してきました。また上田市と丸子町、真田町、武石村が平成18年に合併し、10年以上が経過する中で地域の状況に応じて社会福祉施設の役割も変わってきています。これからの高齢者数、高齢化率の更なる進展や介護保険制度・障がい者支援制度の改正による共生型社会の推進、民間法人による基盤整備の状況等を勘案しながら、地域の高齢者、障がい者等が住み慣れた地域で暮らし続けることが出来るよう社会福祉施設の在り方を検討していくことが必要となっています。</p> <p>また、ふれあい福祉センターについては、福祉の総合拠点となる「総合福祉センター」構想や、施設の集約化、災害時の防災拠点整備等の課題を含め検討する必要があります。</p>					
目的・効果	個別施設計画に基づいて施設の長寿命化事業や更新を進めることで、市民サービスの維持・向上を図ります。介護保険事業所（デイサービスセンター）については、介護保険制度の定着に伴い民間法人による施設整備が進む中で、市所有施設の検討を行い、民間法人への移行を図ります。			該当するSDGsの目標	   	
	取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限（いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告 （目標に対する進捗状況・進捗度）及び （中間報告の時点で取組項目に対する方法・手段の見直しを行った点）	期末報告（目標に対する達成状況・達成度）	
①	(1) デイサービスセンター（管理運営方法の見直し） (2) つむぎの家（更新の方向性の検討） (3) 高齢者福祉センター (4) ふれあい福祉センター (5) 点字図書館（更新の方向性の検討）	(1) 年度内 (2) 年度内 (3) 年度内 (4) 年度内 (5) 年度内	(1) 運営方法及び運営主体の検討 (2) 更新に向けた具体的な検討 (3) 更新に向けた具体的な検討 (4) 更新に向けた具体的な検討 (5) 方向性の検討	(1) 指定管理者と継続的な協議を実施 (2) 指定管理者や関係機関及び圏域における「医療的ケア児等支援連携推進委員会」などの協議（2回） (3) 他自治体の状況も確認し、新施設に必要な機能を検討 (4) 部内及び関係部局と協議検討を実施 (5) 検討の参考とするため、現行規模の施設更新費用について概算見積を建築課に依頼	(1) 指定管理者と継続的な協議を実施 (2) 指定管理者との協議（2回）、医療的ケア児等支援連携推進委員会による継続的協議 (3) 部内で調整検討（他自治体の状況も確認し、新施設に必要な機能を検討） (4) 「個別施設計画」策定 (5) 設置者及び庁内検討による継続的協議	
②						
③						
④						
⑤						
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点 地域住民や利用対象者を考慮した施設の在り方を検討していく。			○取組による効果・残された課題		